

埼玉県発行

目

次

規

則

○埼玉県生活環境保全条例施行規 則の一部を改正する規則

○児童福祉法施行細則の一部を改 正する規則 (こども安全課)

(水環境課)

○母子保健法施行細則の一部を改 正する規則

五.

(健康づくり支援課)

七

告

○埼玉県財務規則の一部を改正す

七

 \bigcirc \bigcirc \bigcirc

示 (出納総務課)

る規則

○特定非営利活動法人の定款の変

○軽油引取税クマリン分析業務委 (南西部振興)

更に係る公告

託に関する入札公告

稅 務 課)

八

○埼玉県電子入札共同システムの

(入札企画課)

九

)大規模小売店舗に対する市町村 等意見の公示 機器等の賃貸借に関する入札公 (商業支援課)

)保安林の指定の解除予定の取消

○三芳町北松原土地区画整理組合 (森づくり課)

L

○上尾都市計画事業原市北部第二 の定款の変更 (市街地整備課)

<u>-</u>

する所沢三ヶ島工業団地及び」に改め、

同備考一ニ中

「区域並びに」 の下に

「所沢

「及びニに規定する」を「並びにニに規定

別表第十二第二号の表の備考一口(2)中

埼玉県生活環境保全条例施行規則

(平成十三年埼玉県規則第百号)

0)

一部を次の

埼玉県知事

上

 \coprod

清

司

市林一丁目に存する所沢三ヶ島工業団地並びに」を加える。

変更認可 土地区画整理事業の事業計画の

<u>-</u>

○狭山都市計画都市再開発方針の 決定

○開発行為に関する工事の完了公 <u>-</u>

(建築指導課) \equiv

(東松山県土) <u>-</u>

戸県土) $\frac{-}{\Xi}$ Ξ

平成二十年七月一日

部を改正する規則をここに公布する。

埼玉県規則第六十七号 埼玉県生活環境保全条例施行規則の一

ように改正する。

則

この規則は、

公布の日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

埼玉県知事

上

 \blacksquare

清

司

平成二十年七月一日

埼玉県規則第六十八号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則 (昭和四十二年埼玉県規則第五十九号) の一部を次のように

改正する。

規 則

平成20年7月1日(火曜日)	埼 玉	県	報		第1992号
16,200円以下 21,000円以下 46,200円以下 60,000円以下 78,000円以下 190,000円以下 190,000円以下 299,500円以下 1,467,000円以下 1,632,000円以下 2,302,900円以下 3,117,000円以下 4,173,000円以下 4,173,000円以下	4,800円以下 8,400円以下 12.000円以下		上 3,960,000円以下 3,	上 198,000円以下 上 287,500円以下 上 397,000円以下 上 929,400円以下 上 1,500,000円以下 上 1,650,000円以下 上 2,260,000円以下 上 2,260,000円以下 上 3,000,000円以下 1,6	「4,800円以下2,400円以下4,801円以上9,600円以下2,401円以上9,601円以上16,800円以下4,801円以上16,801円以上24,000円以下8,401円以上24,001円以上32,400円以下12,001円以上32,401円以上42,000円以下16,201円以上42,001円以上92,400円以下21,001円以上92,401円以上120,000円以下46,201円以上120,001円以上156,000円以下60,001円以上
	市児通園 施設 	別表第二中 幼児通園 を 通所施設 一番設及び を 通所施設 まなど まなど	「知的障害 児通園施 売 難職		5条第3項」の次に「及び第5条の4第6項」を法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び治(平成11年法律第8号)」を売い、「及び第52以びに第41条の19の3第1項」を「及び第41

| 2,400円以下 | 5条第3風]の次に「及び第5条の4第6風]を加え、同表の備考2中「、所得院 得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律 及び第41条の19の3第1項」に改める。 及び第2項」や「から第3項まで」以、「並 8年法律第10号)による廃止前の経済社会

6,270,001 円以上

5,030,001 円以上

3,960,001 円以上

3,000,001 円以上

2,260,001 円以上

に、

1,160,001 円以上

800,001円以上

500,001円以上

280,001 円以上

140,001円以上

80,001円以上

30,000円以下

30,001円以上

1,650,001 円以上

6,674,		
5,334,		6,270,000円以下
4,173,		_5,030,000円以下
3,117,		_3,960,000円以下
2,303,		3,000,000円以下
1,632,		2,260,000円以下
1,078,		_1,650,000円以下
703,	•	_1,160,000円以下
403,		800,000円以下
183		500,000円以下
70,		280,000円以下
40,		140,000円以下
15		- 80,000円以下
15,	-	

15,000田以下 ,001田以上 .001円以上 ,001田以上 ,001田以上 ,001 田 叉 上 ,001田以上 ,001田以上 ,001田叉上 ,001日以上 ,001田以上 ,001田以上 ,001田以上 001円以上 ,303,000円以下 ,674,000 円以下 .334,000円以下 .632,000円以下 .117,000円以下 078,000円以下 173,000円以下 703,000円以下 403,000円以下 83,000円以下 70,000田以下 40,000円以下

に改め、

める。 同表の備考1中 ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)」 祭の4第6項」を加え、 1 | 過| を (平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講 「及び第41条の19の3第1項」に改め、 「及び第2項」や「から第3項まで」 リ、 「及び」を「掛びに」に改め、 同表の備考2中「、所得税法等の一部を改正する等の法律 「第5条第3項」の次に「及び第5 「並びに第41条の19の3第 同表の備考3を次のように改

上表における「入所施設」及び「通所施設」とは、次のとおりとする。

(1) 入所施設 児童養護施設、肢体不自由児療護施設、児童自立支援施 設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児 施設、ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設、肢体不自由児又は

める。

子生活支援施設及び里親をいう。 重症心身障害児を入所させる指定医療機関、重症心身障害児施設、母

児通園施設及び情緒障害児短期治療施設通所部をいう。 通所施設 知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、

8とし、同表の備考6中「16,800円」を「8,400円」に改め、 田児施設通園施設の」を「通所施設に密る」に改め、同表の備考8①中「16. 考6を備考7とし、備考5の次に次のように加える。 800円」を「8,400円」に改め、同表中備考8を備考9とし、備考7を備考 別表第二の備考5中「知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設若しへは肢体不自 同表中備

次の算式により日額を徴収する。 童が情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る費用徴収は、 里親に委託されている児童又は母子生活支援施設に入所している児

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。 (費用徴収基準月額÷その月の開所日数) ×その月の通所した日数

様式第二号中「天 様式第三号 「埼玉県 (裏) 中「対父、対中」を「白対父中」に改める。 保健所長 叁 恋を (あて先) 埼玉県 町」を「円 保健所長. 名(自署又は記名押印)」

様式第六号中	
1	
7	
1	
1	
6	
0	
1	
3	
∟ を _	

į.	-
天	$\overrightarrow{\exists}$
位	严
to	Ė
民	Ê
名	严
名(自署又は記名持	
M	
温な	
经	
曹	
į.	- `
_	
j j	ĭ H
). H	

様式第七号中「英田洞 保健所長

保健所長

燕

| (あて先)

埼玉県

保健所長」 (あて先)

に改める。

埼玉県 保健所長」

措置児との続柄	様式第四十号から様式第四十三号までの規定中「苺出海治事(蒸)を
名(自郷又は記名描印) に改める。	坂 に、「お届けし」を「届け出」に改める。
	様式第三十五号及び様式第三十六号中「児童苗談所長 嫌」を 児童相談所
関係書類を添えて申請します。	様式第三十二号中「児童相談所長 様」を 児童相談所長」 ごおめる。
被額の減免をされるよう関 「児童福祉法施行細則第27条第1項の規定により、	様式第二十九号中「埼玉県 児童相談所長 様」を 埼玉県 児童相談所長」
の続柄	て先) 埼田県知事」に改める。
埼玉県 児童相談所長 申	様式第二十二号から様式第二十五号までの規定中「嶄出洄治事(蘇)を「(あ)」
「(あて先) 埼玉県知事	保健総合センター所長」 氏名」 氏名(自署又は記名押印)」 ひめる。
児童福祉法施行細則第27条第1項の規定により、被徴収 係書類を添えて申請します。	港代源十��中「埼玉県 福祉保健総合センター所長 様」を 埼玉県 福祉
様式第四十八号中 桜間聞児と	改め、同様式の注意4中「数父、数母」を「白数父母」に改める。
「 様 中請者住所	様式第九号中「埼玉県 - 福祉保健総合センター所長 様」や - 埼玉県 - 福祉
式の注意中「戸鑑藤林」の次に「(戸鑑玲鸮事過配用書)」を加える。	に改める。
	様式第八号中 1 7 1 1 6 0 1 3 を

被徴収額の減免を受けたいので、

附 則

(施行期日

この規則は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

2 日」という。)以後の措置に要する費用の徴収から適用し、 した費用の徴収については、なお従前の例による。 改正後の別表第一及び別表第二の規定は、この規則の施行の日 施行日前の措置に要 以下 施

3 ときは、当該課税関係が判明するまでの期間、 税の課税関係が判明しない場合において施行日から平成二十一年六月三十日まで 九年度の市町村民税の課税関係に基づき改正前の別表第一の規定を適用する。)間の措置に要する費用を児童福祉法施行細則第二十四条の規定により徴収する 前項の規定にかかわらず、平成十九年分の所得税又は平成二十年度の市町村民 平成十八年分の所得税又は平成十

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十九号

平成二十年七月一日

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

正する。 母子保健法施行細則 (昭和五十二年埼玉県規則第十四号) の一部を次のように改

別 表 中									
5,030,001円以上6,270,001円以上	3,000,001円以上3,960,001円以上	2,260,001円以上	1,160,001円以上	800,001円以上	280,001円以上	140,001円以上	80,001円以上	30,001円以上	30,000円以下
6,270,000円以下	3,960,000円以下5,030,000円以下	2,260,000円以下 3,000,000円以下	1,650,000円以下	1,160,000円以下	500,000円以下	280,000円以下	140,000円以下	80,000円以下	
			を						

6,674,001円以上

,173,001田以上

,334,001田叉上

,303,001円以上 ,117,001田以上

,632,001田以上

,078,001円以上

703,001円以上 403,001円以上 183,001田以上 70,001円以上 40,001田以上 15,001円以上 15,000円以下

6,674,000 田以 3,117,000円以下 4,173,000 円以 2,303,000 田以下 ,078,000 田以下 ,632,000田以下 ,334,000円以 703,000 田以下 403,000円以 183,000円以 70,000円以

40,000円以

に改め、 同表の備考1中 「及び」を「掛び江」に改め、 淫

律(平成11年法律第8号)」を売り、 会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法 法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社 5条第3項] 「並びに第41条の19の3第1項」を「及び第41条の19の3第1項」に凶ぬ の次に「及び第5条の4等6点」を加え、 「及び第2項」や「から第3項まで」 リ 同表の備考2中「、 所倫然

179(201	7,1 1 11	() (, E)	- ,			*1*	1 100			×14 •	
保健所長 様」を「、8、7」 保健所長」 こおめる。 埼玉県 保健所長」	様式第九号中 氏 名」 氏 名(自署又は記名押印)」 ご、「埼玉県様式第九号中 氏 名」 氏 名(自署又は記名押印)」	→	様式第八号中 本人との続極] 本人との続極] 本人との続極]		本人との続柄		様式第四号(裹)中「数父、数母」を「白数父母」に改める。	保健所長 様」を「(あて先) に改める。 埼玉県 保健所長」	名 「 氏名 (自署又は記名押印) 以、「埼玉県 柄 印」 や	様式第二号中 [同	様式第一号中 「 氏名 「 氏名 (自署又は記名押印) い密め
整をして使用することができる。 4 改正前の母子保健法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調年度の市町村民税の課税関係に基づき改正前の別表の規定を適用する。	きよ、当该果兑関系が判明するまでの期間、平成十八手みの所导兑又は平成十九の間の措置に要する費用を母子保健法施行細則第十二条の規定により徴収すると税の課税関係が判明しない場合において施行日から平成二十一年六月三十日まで	3 前項の規定にかかわらず、平成十九年分の所得税又は平成二十年度の市町村民置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。	「施行日」という。)以後の措置に要する費用の徴収から適用し、施行日前の措2.改正後の別表の規定は、この規則の施行の日(以下この項及び次項において(経過措置)	1 この規則は、公布の日から施行する。(施行期日) (施行期日) (本人との続柄	「 氏名(自署又は記名押印)	様式第十六号中「埼玉県 保健所長 様」を 「(あて先)	様式第十四号中「埼玉県知事(茶」を「(あて先)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17777/ に、「埼玉県 保健所長 様」を「(あて先) は、「埼玉県 保健所長」に改め	様式第十号及び様式第十一号中 本人との続柄」 本人との続柄 を描らい

汃

X

 $\mathbb{I}_{\#}$

챛

病室使用料

I

茶

に改める。

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する 平成二十年七月 日

埼玉県知事

上

田

清

司

埼玉県規則第七十号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

る 埼玉県財務規則 (昭和三十九年埼玉県規則第十八号) の一部を次のように改正す

様式第十八号(十二)及び様式第二十一号(二十六) 中

欠損補綴 歯冠修復及 Ğ

疧 型 潛

を

特別病室使用料

|歯冠修復及び欠損補綴 汕 汃

 \forall

「(取引のある金融機関(ゆうちょ銀行及び郵便局を除く。)にこの通知書、印鑑 様式第四十一号(二)中「下記の銀行において」を「次のいずれかの方法で」に、 預金口座に入金することもできます。)

及び通帳を持参し、 下記の銀行において現金を受領

を 取引のある金融機関(ゆうちょ銀行及び郵便局を除

く。)に印鑑及び通帳を持参し、預金口座に入金」 に改める。

様大第四十一号(四)中「下記の銀行において」を「次のいずれかの方法で」 い、

ることもできます。 にこの通知書、印鑑及び通帳を持参し、預金口座に入金す (取引のある金融機関(ゆうちょ銀行及び郵便局を除く。) を 「1 下記の銀 2 取引のあ 深へ。) に

行において現金を受領

る金融機関(ゆうちょ銀行及び郵便局を

印鑑及び通帳を持参し、預金口座に入金. 様式第四十一号(八)中「下門の銀行において」を「次のいずれかの方法で」に、

|取引のある金融機関(ゆうちょ銀行及び ともできます。 び通帳を持参し、 郵便局を除く。)にこの通知書、印鑑及 預金口座に入金するこ

を 「1 下記の銀行において現金 参し、預金口座に入金 び郵便局を除く。)に用鑑 取引のある金融機関(ゆ

を受領

うちょ銀行及 に改める。

及び通帳を持

特別 に、 赫大第四十一号(十一)中「下記の銀行において」を「次のいずれかの方法で」 / 取引のある金融機関(ゆうちょ銀行及び郵便局を 除く。)にこの通知書、印鑑及び通帳を持参し、 預金口座に入金することもできます。 を 除く。) に印 取引のある ト記の銀行

において現金を受領

金融機関(ゆうちょ銀行及び郵便局を

に改める。

鑑及び通帳を持参し、預金口座に入金

この規則は、公布の日から施行する。 則

2 して使用することができる。 改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、 所要の調整を

埼玉県告示第八百九十四号

非営利活動法人から、次のとおり申請書 定款の変更の認証を受けようとする特定 第七号)第二十五条第四項の規定により 特定非営利活動促進法(平成十年法律

公告する 準用する同法第十条第二項の規定により が提出されたので、同条第五項において

一申請のあった日から二月間、県民生活部 なお、当該申請に係る変更後の定款を 埼玉県告示第八百九十五号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年七月一日

3

履行期間

2

調達案件の仕様等

入札説明書による

購入等件名及び予定数量

軽油引取税に係るクマリン分析業務委託

検体1,300本

5

入札方法

埼玉県総務部税務課

4

納入場所

平成20年8月1日 (金) から平成21年3月31日 (火) まで

にインターネットを利用する方法 www.saitamaken-npo.net/))により縦覧 県NPO情報ステーション(http:// 振興センターにおいて備え置く方法並び に供する。 (埼 玉

平成二十年七月 日

申請のあった年月日 埼玉県知事 上 田 清 司

特定非営利活動法人の名称 平成二十年六月二十三日

(変更前) 特定非営利活動法人上福岡明 るい社会づくりの会

(変更後) 特定非営利活動法人ふじみ野

明るい社会づくりの会

三

NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域

兀 番二十一号 埼玉県ふじみ野市福岡中央一丁目四 主たる事務所の所在地

定款に記載された目的

Ŧi.

ることを目的とする。 組み明るい社会づくりの推進に寄与す を行い、 りの推進を図る活動、 社会教育の増進を図る活動、まちづく この法人は、不特定多数に対し、保 医療又は福祉の増進を図る活動、 地域社会の求める問題と取り 子どもの健全育成を図る活動 環境の保全を図

2

1 者であること。 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である

は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、 セントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるとき

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パー

2 物第180号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出

日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること

過去に官公庁等と同様の業務について取引実績を有する者であること

を講ずることができる者であること。 埼玉県個人情報保護条例(平成16年埼玉県条例第65号)で必要とされる措置

契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税

2 入札説明書等の交付方法

埼玉県知事

上 田

清

司

(3) 入札説明会の場所及び日時

議室 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 埼玉県職員会館2階202会

入札・開札の場所及び日時 平成20年7月7日(月)午後3時

埼玉県職員会館 2 階202会議室

平平

競争人札参加資格

3 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27

務課間税担当 宮武 潤平 電話048-830-2659 (直通)

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する

中平

揚所

入札金額は、当該業務の契約単価に1,300を乗じた額を記載すること。

平成20年7月18日(金)午後3時

みの街

入札保証金及び契約保証金

人札保証金

規定に該当する場合は、免除する。 分の5以上)を乗じた金額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の 入札者は、見積もった契約単価に1,300を乗じた額に入札保証金の率(100

契約保証金

項の規定に該当する場合は、免除する 10以上)を乗じた金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第 2 契約の相手方は、契約単価に1,300を乗じた額に契約保証金の率(100分の

- (2) 入札者に要求される事項
- 説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し を平成20年7月14日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した必要な書類
- イ 入札者は、上記 3(4)に従い、入札書を提出しなければならない。

入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書
- 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否

5 落札者の決定方法

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低

(6) 支払条件

注者に支払うものとする。 発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受

7 その他詳細は、入札説明書等による

埼玉県告示第八百九十六号

般競争入札に付する。 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

平成二十年七月一日

埼玉県知事 上 \mathbb{H} 清 司

調達内容

$\widehat{\Box}$ 購入等件名及び数量

埼玉県電子入札共同システムの機器等の賃貸借 | "共

調達案件の仕様等

2

入札説明書及び仕様書による

履行期間

3

があった場合は、当該契約を解除する 以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削減 平成21年2月1日(日)から平成26年1月31日(金)。ただし、平成21年度

(4) 履行場所

埼玉県総務部入札企画課長が指定する場所

5

入札方法

業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書 があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格と 認める。落札者の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該 するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事 金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数 テムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送も に記載すること 本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス

競争人札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資 格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品

 \mathfrak{E}

の賃貸」の A 等級に格付けされた者であること。) 翌日(国工は終ら哲学)だされた者であること。

- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。 (4) 埼玉貝の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置更領(平は10年3月27
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
 (5) ISMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

国又は地方公共団体等での類似業務の受注実績があること。

- 入札書の提出場所等
- 入札説明書及び仕様書の入手方法
- r 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合 入手手順は、下記のとおり
- 埼玉県ホームページを開く。
-) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する
-) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品等)メニュー内の「3:システム 入口」を選択する。
- 「入札情報公開システム」を選択する。
- (オ) 調達機関名は「埼玉県」を選択する。

イ 契約保証金

- (カ) 「物品等」を選択する
- 「1 発注情報の検索」を選択する。
- 検索ボタンをクリックする。

2

)本入札案件を選択する。

3

(紙媒体での入手を希望する場合 3(2)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(2) 紙媒体の入札書を郵送する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場 所並びに問い合わせ先 (3(1)アの場合を含む。)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部 入札企画課電子入札システム担当 原 佳正、大舘 武見 電話048-830-2263 (直通)

- (3) 入札書受付期間
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年8月13日(水)午前10時ま

S

紙媒体の入札書を郵送する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年8月12日(火)午後5時ま

7

書留郵便によること。

で (必着)

(4)

開札の場所及び日時

- 埼玉県総務部入札企画課 平成20年8月13日 (水) 午前11時 なお、開札への立会いは、不要とする。
- みの街
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金ア 入札保証金
- 入札者は、見積もった金額に、入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
-)入札者に要求される事項
 この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成20年7月29日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
- イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

同システムから確認申請する。

- 3(2)の提出先まで郵送により提出する。
- なお、郵送による場合には書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。
- (4) 入札の無効 次に掲げる入札書は、無効とする。

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- 5 契約書作成の要否 る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

6) 落札者の決定方法

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低

- 7 低入札価格調査制度に係る調査基準価格 設定しない。

8

手続における交渉の有無

9 競争入札参加資格の付与

競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付し $\mp 330-9301$ て、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 支払条件 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること

受注者に支払うものとする

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による

Summary

 $\widehat{1}$ Nature of Services Required

Lease of the Saitama Prefecture's Electronic Tender System server.

2 Time-limit for tender:

By registered mail must be received; 5:00 p.m., August 12, 2008 By the electronic tender system; By 10:00 a.m., August 13, 2008

3 Contact Information

Telephone. 048-830-2263 Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301 Bidding Services Planning Division, General Affairs Department, Saitama

埼玉県告示第八百九十七号

のとおり縦覧に供する。 定による意見の概要について、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規 同条第三項の規定により公告し、 及び当該意見を次

平成二十年七月一日

埼玉県知事 上 \mathbb{H} 清

司

意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ららぽーと新三郷、 (仮称) コストコホールセール新三 一郷倉庫店

三郷市半田字西千百九十三の十三外

同法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

口

駐車場対策について

・新規オープン時の駐車対策を万全に行ってください

騒音の発生に係る対策について

って迅速に対応するようお願いします。 ・荷捌き場内における騒音等の苦情対応について責任者を配置し、誠意を持

・アイドリングストツプについては、看板設置の協議を要します。

廃棄物処理に係る対策について

を常態とし、環境負荷の低減に努めてください ・廃棄物の抑制と、適正な処理 (資源の再利用、 分別、 保管、 収集、 運搬)

青少年の保護・育成に係る対策について

保について、ご配慮願います。 ・施設周辺にある学校(彦成中学校、 桜小学校) の登下校時における安全確

・施設内及びその周辺において、青少年の健全育成や防犯、安全面について、

地域商業振興に係る対策について

十分なご配慮願います。

化に積極的に貢献していただきたい。 用の拡大などを通じて、地元商業者との連携・協力を図りながら、 ・商工会や商店会など商工団体への加入や市内事業者との取引促進、 地域活性 地元雇

その他

たコミュニティー意識の醸成に努めていただきたい。 イベントや地元まちづくりへの参加・協力などにより、 地域と一体となっ

平成二十年七月一 縦覧期間

日から平成二十年十一月四日まで

縦覧場所 埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県告示第八百九十八号 平成四年埼玉県告示第四百二十四号

予定がなくなったので、次のとおり告示 林については、保安林の指定を解除する (保安林の指定の解除予定) に係る保安

事業施行期間

三芳町北松原土地区画整理

組合の名称

埼玉県知事

上 田

清 司

平成二十年七月 日

の所在場所 解除予定告示の取消しに係る保安林 埼玉県知事 上 田 清 司

所沢市大字新郷百九十七の一

保安林として指定された目的

耕地の防風

解除予定告示の取消し理由 解除目的の変更

埼玉県告示第八百九十九号

り土地区画整理組合の定款の変更を認可 百十九号)第三十九条第一項の規定によ したので、次のとおり公告する。 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第

平成二十年七月一

平成二十四年三月三十一日まで 平成三年四月三十日から

三 施行地区

分の全部、字上荒久元上南畑分の 元上南畑分の一部、字北松原元上南畑 字浅間後元上南畑分の一部、字富士塚 三芳町大字藤久保字富士塚の一部、 字永久保元上南畑分の 部。

四 事務所の所在地

三芳町大字藤久保三八五

番地

<u>Ŧ</u>i. 設立認可の年月日 平成三年四月三十日

六 号の「禁治産者又は準禁治産者」を「成 変更内容 第十六条第三号及び第四十三条第二

七 平成二十年七月一日 変更認可の年月日

埼玉県告示第九百号

認可したので、次のとおり公告する。 り土地区画整理事業の事業計画の変更を 百十九号)第三十九条第一項の規定によ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第 平成二十年七月一日

埼玉県知事 上

田

清

司

組合の名称 上尾市原市北部第二土地区画整理組

合

組合

事業施行期間

平成二十二年三月三十一日まで 昭和六十三年十二月十三日 から

施行地区

字十三番耕地及び字十八番耕地の各 耕地、字十一番耕地、字十二番耕地、 上尾市大字原市字九番耕地、 字十番

兀

事務所の所在地

Ŧi. 設立認可の年月日 上尾市大字原市二三 一四〇番地

六 変更認可の年月日

昭和六十三年十二月十三日

平成二十年七月一日

兀

年被後見人又は被保佐人」に変更す 埼玉県告示第九百一号

都市計画都市再開発の方針を決定した。 号)第十八条第一項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百 狭山

まちづくり推進部都市計画課において縦 玉県都市整備部市街地整備課及び狭山市 なお、当該決定に係る図書の写しを埼

覧に供する。 平成二十年七月

埼玉県知事 日 上 田

清

司

埼玉県告示第九百二号

都市計画法

(昭和四十三年法律第

号)第三十六条第三項の規定により、 の開発行為に関する工事が完了したの 公告する。 次

平成二十年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

許可番号

平成二十年六月十六日 指令行整第一九〇〇七四

検査済証番号 平成二十年六月二十五日第二十号

三 五八五—一、一五八五—二、一五八六 開発区域に含まれる地域の名称 北埼玉郡騎西町大字上種足字七番

一五八八—一、一五八八—三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北埼玉郡騎西町大字上種足一五七八 一、一五八六—四、一五八六—七、

野崎 輝彦

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九

四 号)第三十六条第三項の規定により、 号)第三十六条第三項の規定により、 で、公告する。 の開発行為に関する工事が完了したの 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九 の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 都市計画法 開発区域に含まれる地域の名称 平成二十年六月二十四 検査済証番号 第一九〇一五三〇号 平成二十年二月二 許可番号 公告する。 開発許可を受けた者の住所及び氏名 第二〇〇〇二八号 埼玉県東松山県土整備事務所長 平成二十年七月一日 桧田英昭 グランドール浅黄二○六 比企郡滑川町月の輪五丁目八番四 比企郡滑川町大字月輪字中道北七五 (昭和四十三年法律第百 (昭和四十三年法律第百 桧田真理 発 行 日 火曜日・金曜日 毎 | 亀 週 日 日 井 清 司 購読料金 次 次 郵 で、 号 九号 四 三 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十 の開発行為に関する工事が完了したの 年四万三千 便 都市計画法 七 グリーンヒルズB―二〇二 公告する。 第三十六条第三 柿沼 開発許可を受けた者の住所及び氏名 開発区域に含まれる地域の名称 平成二十年六月二十五日 検査済証番号 料金を含む。) 許可番号 平成二十年七月一日 比企郡川島町大字平沼字一丁田一一 第二〇〇〇二二号 許可番号 平成二十年七月一日 平成二十年四月二 比企郡川島町大字上伊草一五二七 第二〇〇〇二三〇号 平成二十年六月九日 埼玉県東松山県土整備事務所長 埼玉県杉戸県土整備事務所長 聡 四 百円 (昭和四十三年法律第 柿沼 一項の規定により、 $\overline{+}$ 者 発 行 平 亀 裕美 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八一八二四一二一一一(代表) /BA 00/kenpouhome/fr_top.htm 日 井 井 清 順 司 次 百 玉 三 四 検査済証番号 三浦 開発許可を受けた者の住所及び氏名 開発区域に含まれる地域の名称 杉整第四六一—一号 平成二十年六月二十四日 指令杉整第一九〇二五九〇号 蓮田市大字閏戸四〇七一―五三 南埼玉郡菖蒲町大字三箇字大蔵 勝 県 http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 埼玉県報ホームページア 兀 ブレス 印刷 所 さいたま市南区別所三― 関 ○四八一八六二一二九○一 東 义 書 株 式 (代表) 会 $\overline{}$ 社